

パッケージ型消火設備の取扱いについて

平成 3 年 8 月 1 日

消防局例規通達第 1 3 号

消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号。以下「令」という。）第 1 1 条及び東大阪市火災予防条例（昭和 4 8 年東大阪市条例第 3 8 号。以下「条例」という。）第 4 5 条の規定に基づく屋内消火栓設備の設置に関し、令第 3 2 条及び条例第 5 2 条の基準の特例及びその取扱いを下記のとおり定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。なお、既存防火対象物に対する屋内消火栓設備の特例適用について（昭和 5 9 年 1 0 月 2 2 日警防担当次長通知）は廃止する。

記

- 1 増築、改築、用途変更等により、令第 1 1 条及び条例第 4 5 条の規定に基づき屋内消火栓設備の設置義務が生じた防火対象物のうち、次に掲げる防火対象物で屋内消火栓設備を設置することが困難であると認められる場合には、屋内消火栓設備の設置に替えてパッケージ型消火設備（財団法人日本消防設備安全センターが屋内消火栓設備の代替設備として性能評定したものをいう。以下同じ。）を設置できるものとする。
 - (1) 主要構造部（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 5 号に規定する主要構造部をいう。）を耐火構造（建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造をいう。）とした防火対象物又は建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ若しくはロのいずれかに該当する防火対象物で、延べ面積が 1,5 0 0 平方メートル以下のもの
 - (2) 前号以外の構造とした防火対象物にあっては、延べ面積が 1,0 0 0 平方メートル以下のもの
 - (3) 令第 1 1 条第 1 項第 6 号の規定により屋内消火栓設備を設置しなければならないもので、当該設備の設置を要する部分の床面積の合計が 7 0 0 平方メートル以下のもの
- 2 パッケージ型消火設備は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が 1 5 メートル以下となるように設けること。ただし、火災発生時、煙の充満するおそれが少ないと認められる防火対象物又はその部分にあっては、ホース長さが 2 5 メートルのパッケージ型消火設備を設置することにより、水平距離を 2 0 メートルまでとすることができる。
- 3 パッケージ型消火設備の点検及び報告は、消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）第 1 7 条の 3 の 3 の規定に準ずるものとする。

附 則

この例規通達は、令達の日から施行する。